**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年三月一日存続期間満了による解散をしたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

群馬県前橋市古市町一丁目五〇番地一六
財団法人群馬県労働者信用基金協会
代表清算人　内田　一男

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十二年十月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

埼玉県越谷市蒲生寿町一四番地五ＮＡビル二Ｆ
特定非営利活動法人福祉人材支援機構
清算人　武山　憲治

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年一月三十一日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

川崎市高津区子母口一八七番地二
医療法人社団博翠会
清算人　五十畑一恵

**解散公告（第二回）**

当法人は、定款第四十七条第二項の規定により平成二十三年一月十四日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

大阪府大阪市此花区西九条一丁目三番一〇号
社団法人西九条育誠会
代表清算人　松本　昭彦

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年二月二十三日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

広島県安芸高田市向原町保垣一四二四番地の一
宗教法人法成寺
清算人　福間　孝範

**解散公告（第二回）**

当協会は、平成二十三年二月二十五日開催の臨時総会の決議により平成二十三年二月二十八日解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

香川県高松市番町四丁目八番二〇号
社団法人香川県雇用支援協会
清算人　國東　照正

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、平成二十二年十二月十九日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

福岡県豊前市大字中村四一二番地二
清算法人豊前市角田土地改良区
代表清算人　三谷　照雄

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年二月二十四日開催の社員総会の決議により同日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

山形市流通センター三丁目一一番地の五
社団法人山形県缶詰協会
代表清算人　鈴木　俊幸

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十二年十二月二十日開催の社員総会の決議により平成二十三年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

東京都文京区後楽一丁目七番一二号
社団法人森林保険協会
代表清算人　岩川　尚美

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十三年二月十八日岐阜市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

岐阜市司町一番地　岐阜県都市整備協会内
岐阜市鷺山第二土地区画整理組合
清算人代表　森田　良彦

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、平成二十三年二月八日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十六日

広島県三原市高坂町真良二一〇九番地三
三原市高坂土地改良区
清算人代表　上重　昭司

**配当公告**

広島県福山市東町二丁目四番八号
破産者　丸八工業株式会社

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成二十一年（フ）第四四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二三四、〇九一、三三一円

一、配当することのできる金額
金四〇、一〇〇、三一四円

平成二十三年三月十六日

広島県福山市若松町一〇番七号若松ビル五〇二号
破産管財人　神原　宏尚

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県天童市鎌田一丁目一五三七番地四、最後の住所山形県天童市鎌田一丁目六番三七号
被相続人　亡　白田　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十六日

山形市旅篭町二丁目一番一号ステージ八山二階　霞城東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県水戸市大工町三丁目一三番地、最後の住所茨城県水戸市五軒町三丁目二番五四号
被相続人　亡　秋山　憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十六日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル八階
相続財産管理人　渡邉　昭

## 第56期決算公告

2011年3月1日　東京都墨田区太平四丁目1番3号
**フーズレック株式会社**
代表取締役　渡邊進一郎

**貸借対照表の要旨**　（2010年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 7,450,336 | 流動負債 | 4,499,019 |
| 固定資産 | 3,011,236 | 固定負債 | 1,828,126 |
| 有形固定資産 | 1,600,481 | **負債合計** | **6,327,145** |
| 無形固定資産 | 40,708 | 株主資本 | 4,176,633 |
| 投資その他の資産 | 1,370,045 | 資本金 | 218,950 |
| | | 資本剰余金 | 3,957,683 |
| | | 利益準備金 | 54,737 |
| | | その他利益剰余金 | 3,902,946 |
| | | （うち当期純利益） | （200,303） |
| | | 評価・換算差額等 | △42,206 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △42,206 |
| | | **純資産合計** | **4,134,427** |
| **資産合計** | **10,461,573** | **負債・純資産合計** | **10,461,573** |